

センター委員会議事録

(令和2年度 第1回)

令和2年7月28日

大正地区センター

■開催日、場所

開催日 : 令和2年7月25日(土) 午後2時～3時

場所 : 大正地区センター 第1、2会議室

■出席者名(敬称略)

- ・センター委員 : 松本美智子委員長、玉田暢彦副委員長、小野賀行副委員長、
早嗣夫副委員長、川邊正子委員、川村景一委員、露木光夫委員、
宮嶋政彦委員、桜井正己委員、石渡元委員

欠席 : 3名

※松本、玉田、小野、早氏が新任委員となります。

- ・戸塚区役所地域振興課 : 情野純平
- ・とつか区民活動支援協会 : 事務局長 荻谷恵司
- ・大正地区センター : 館長 ; 大内、 副館長 ; 岸本、溝田

| | | |
|----|---------------------|----------|
| 資料 | 1. センター利用状況 | ・・・資料1 |
| | 2. 令和元年度決算・令和2年度予算 | ・・・資料2 |
| | 3. 新型コロナウイルス感染症拡大防止 | ・・・資料3 |
| | 4. 大正地区センター利用要綱(案) | ・・・資料4、5 |

新旧対照表

議事

1. センター利用状況（資料-1）

1-1. 利用者数推移

新型コロナウイルス感染拡大防止による臨時休館（3月3日～31日）の影響を受け、3月の来館者は426人、年間の利用者数は92,797人でした。例年3月は8,000人程度の来館がありますので、コロナの影響がなければ、目標の100,000人を達成できるレベルにあったと推定します。

1-2. 利用料金収入推移

新型コロナウイルス感染拡大防止による臨時休館中（3月3日～3月31日）の部屋利用のキャンセル料金は310千円でした。（2月末時点で処理した分）

しかし、仮に、キャンセルがなかったとしても予算3,800千円に対して200千円ほど未達成となっています。これは、高齢化によるサークル活動停止、無料利用施設への移行などが原因と推定しております。今後もこの傾向が継続するものと考えており、何らかの対策を検討していきます。

1-3. 部屋稼働率推移

令和2年2月までの平均稼働率は、50.1%と昨年度比で0.9ポイント減少しています。部屋別の稼働状況は、昨年度比で体育室以外は稼働が下がっています。

1-4. 第3期指定管理期間中の成果

来館者は年間ほぼ10万人を維持、多世代の居場所の提供に注力してきました。（子育て世代、放課後の居場所、高齢者の居場所、みんなの居場所）

子育て支援事業：おしゃべり広場・おはなしワールド・遊び場・赤ちゃん教室

放課後の居場所：放課後大作戦（大学生と遊ぶ）

大正プロジェクト（障害のある児童が体を動かす場を提供）

高齢者の居場所：井戸端会議（高齢者対象の珈琲を飲みながら、レコードを聴きながらお話をする場）

みんなの居場所：たいしょう食堂（地域連携による事業）

施設運営では、部屋の稼働率は50%維持、利用者アンケートでも90%以上が満足という結果でした。デジタルサイネージにより当日の利用状況、3か月先の予約状況をわかりやすく掲示。

インターネットによる部屋予約システムを稼働させ、24時間申込可能を実現し利便性向上を図りました。

1-5. 第3期指定管理期間の課題

来館者数：年間10万人以上の利用があるものの、それ以上に増やすために、魅力ある企画の提供やこの地域の魅力ある立地条件を活かした企画を考えていきます。

施設運営：センターの安定運営に必要な400万円の利用料金収入を目指します。そのために、夜間の利用ルールの緩和（料金設定）、サークル体験会回数を増やしていきます。

子育て支援：情報がなかなか届かないという課題に対して、地域の店舗、医療機関に情報誌を置かせていただき情報を容易に入手できるような環境を構築します。

放課後の居場所：気軽な遊び中心の企画を立てて、来館しやすい環境を提供することで、横浜の地区センターの中学生以下の平均来館比率（25%）を目指します。

高齢者の居場所：井戸端会議を高齢者の方たちで運営してもらえるような活動とします。

地域連携による事業：たいしょう食堂の安定した事業運営を目指します。そのためにフードロスを意識した食材の調達、子供の利用率（20⇒50%）を上げていきます。

※第4期指定管理応募に向けて、更なる具体策を提案して、大正地区に「住み続けたいと思えるような街づくりの支援」を目指します。

2. 令和元年度決算・令和2年度予算（資料-2）

2-1. 令和元年度決算

新型コロナの影響で利用料収入、自主事業収入などは減ったものの、スタッフ費用減、自主事業費減および事業費（備品購入、修繕など）の圧縮により収支は+227,489円。

2-2. 令和2年度予算

利用料収入増が見込めないことを前提（令和元年予算比▲300,000円）かつ、最低限の事務費（令和元年予算比▲281,000円）により事業を遂行する予算を組んでおります。消費税増による支出増もあり、最終的に収入、支出ともに令和元年度予算比+579,000円の予算となっています。

2-3. 令和2年度 実行ベースでの事業運営

コロナ感染防止による閉館および関連事業の大幅な収入減を想定した事業運営を行っています。

想定インパクト：2,000千円の**収入減**

公益収入（利用料収入）⇒ 2/3に減少

収益収入（印刷、自販機手数料、カラオケ）⇒ 1/2に減少

収支改善策：光熱費、事業委託費、ニーズ対応費減などにより**支出を抑制（710千円）**しますが、公益収入減相当分（1,292千円）をカバーすることは難しく、今後さらなる費用抑制に注力していきます。

2-4. 施設管理上の課題（懸念事項）⇒ 次年度対応予定

① 体育室ギャラリー雨漏り

南風の時に、ギャラリーに水漏れが発生。漏水の恐れがある部分を簡易的にマスクしたりして雨漏り箇所を特定しようと試みるも、漏水箇所の特定には至らず。調査を続けます。

② 料理室のガス漏れ

ガス漏れ箇所は、ガスオーブンとガスパイプの接続部です。現在、ネジ部に薬品をしみこませてネジを締めしており、ガス漏れが無いことを確認しています。

修理部品を調達することはできず（生産終了）、上部のガス台を含めて総入れ替えになるとのこと。詳細見積もりは、200,000円/台程度とのことと他の3台も同じ状況にあると推測できるとのことです。予算の手当を検討中です。

③ 水道の漏水

裏庭の流し付近で水道管の劣化による漏水が発生。漏水箇所の近傍の水道管の劣化も激しく、同様の漏水が発生する可能性を指摘されています。

※緊急処置として今回の漏水部のみ交換しました」。 (3月)

3. 新型コロナウイルス感染症拡大防止 (資料-3)

資料-3は6月18日の情報で内容が古く、個人利用も含めてすべての施設が利用可能となっています（ただし、利用人数は定員の1/2）

自主事業について

自主事業：3月～8月（予定）は自主事業を自粛

夏まつり（8月）、センターまつり（12月5日～6日）も中止

集合講座の代替としてリモート講座の実施を検討中です。

子育て支援事業：

ひよこ会（赤ちゃん教室） ⇒ 7月17日再開

（予約制、参加組数制限）

遊び場・しゃべり場・ホットタイム ⇒ 7月14日再開

おしゃべり広場 ⇒ 休止中（9月再開予定）

お話ワールド ⇒ 休止中（同上）

地域連携事業、居場所提供事業

たいしょう食堂、大正プロジェクト、井戸端会議 ⇒ 活動休止中

たいしょう食堂の代替として大正 食品配布会（9月20日）開催の準備中

祭り関係

夏まつり、センターまつりは今年度はともに中止とします。

※連合町会会フェスタ（12月）も中止とのこと。

4. 大正地区センター 利用要綱の改正 （資料-4、5）

今まで明記されていなかった団体登録に関する事項を以下のように改定することで了解を得ました。

（利用団体登録）

第5条 本利用要綱に同意し、センターの各部屋の貸切利用を希望する団体の代表者（以下「代表者」という。）は、所定の利用団体登録申請書に必要事項を記入して、指定管理者に利用団体登録申請を行うものとする。

2 指定管理者は、前項の登録の申請があった場合において、第6条の登録条件に適合すると認めるときは、利用団体として登録をするものとする。

3 **登録の有効期間は、指定管理者が利用団体として登録を行った日から3年間（3年間を経過した日の属する月の末日まで）とする。**

4 登録の更新を希望する利用団体は、指定管理者が指定する日までの間に所定の登録の更新手続きを行うこととする。

(利用団体登録の条件)

第6条 利用団体登録の条件は次のとおりとする。

- (1) 利用団体のセンターでの活動内容が営利を目的としていないこと。
- (2) 代表者は、横浜市内在住・在勤・在学のいずれかを満たす16歳以上であること。
- (3) 利用団体は3名以上で構成されていること。
- (4) 同様の活動をし、利用団体として、既に登録されている他の利用団体と、構成員が6割以上重複していないこと。

(登録申請事項の変更)

第7条 利用団体は、登録申請事項に変更が生じた場合は、変更があった日から30日以内に、所定の利用団体登録事項変更届出書に変更事項を記入して指定管理者に届け出なければならない。

(登録の取消及び登録資格の喪失)

第8条 利用団体が次のいずれかに該当した場合には、その登録を取り消し、又は登録の資格を喪失するものとする。

- (1) 虚偽の申告をした場合
- (2) 第5条第4項又は第7条に規定する手続がされない場合
- (3) 利用団体の責に帰すべき事由によりその所在が不明となり、当該団体への通知・連絡が不能であると指定管理者が判断した場合
- (4) 本利用要綱に違反した場合
- (5) その他、不正な手段により施設を利用し、他の利用者へ迷惑をかけた、又はかけている

と指定管理者が判断した場合

(登録の廃止)

第9条 利用団体は、その活動を廃止又は停止した場合には、廃止又は停止した日から30日以内に、所定の利用団体登録廃止・停止届出書により遅滞なく、その旨を指定管理者に届け出なければならない。

なお、会議後に既登録団体の扱いが不明確とのご指摘があり、以下を追加して発行することにしました。

附則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行前に現に登録されている団体は、改正後の要綱の施行日に、要綱第5条及び第6条の規定によって登録された団体とみなす。

2 前項に規定する場合のほか、この要綱の施行前に改正前の規定によってした処分、手続その他の行為は、改正後の要綱中にこれに相当する規定があるときは、改正後の要綱によってしたものとみなす。

5. 質疑、応答

Q：センター利用要綱には、施行時期を明記すべきではないか。また、全団体にお知らせすべきではないか。

A：施行記述は明記します。通知は、館内掲示、ホームページなどで周知します。

Q：隣接空き地などでゆとりのある広い場所で何かイベントができなないか。

密がダメなのであれば隣の敷地を利用するのはどのような展望があるか？

A：これは横浜市の中で長期的に考えていく課題です（地域振興課の回答）

以上